

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

◇ 告 示 相互救済事業に係る昭和五十年年度の経営状況

結核予防法による医療機関の指定

定期種牡畜検査の実施

解除予定の保安林(二件)

土地改良区の清算人の就任

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可

開発行為に関する工事の完了(二件)

建築基準法による道路の位置の指定

鳥取県指定金融機関等の店舗の名称等の一部改正

◇ 正 誤 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令中訂正

告 示

鳥取県告示第二百四十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館及び社団法人全国公営住宅共済会から同法同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和五十年年度の経営状況の通知があつたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 三

昭和50年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 事業成績

(1) 火災共済

加入都道府県数 77都道府県

共 済 責 任 額 828,794,507,452円

共済基金分担金 641,647,551円

被 災 件 数 44件

被 災 棟 数 48棟

被 災 面 積 4,727.49㎡

災 害 共 済 金 54,308,249円

損 害 率 8.46%

(2) 自動車損害共済

加入都道府県数 9県

共 済 責 任 額 8,058,440,000円

| | | | |
|------------------|--------------|------------------------|----------------|
| 共済基金分担金 | 7,999,479円 | 経費 | 72,652,734円 |
| 事故件数 | 12件 | 調査研究等事業費負担金 | 20,000,000円 |
| 事故台数 | 12台 | 全国都道府県議会議長会協助金 | 7,000,000円 |
| 災害共済金 | 1,798,558円 | 減価償却費 | 44,756,767円 |
| 損害率 | 22.48% | 建築物 | 15,471,166円 |
| 2 収支計算 | | 設備 | 27,812,189円 |
| (1) 収入 | | 什器 | 99,087円 |
| 共済基金分担金 | 649,647,030円 | 責任準備金繰入 (未経過分担金) | 27,510,837円 |
| 火災共済 | 641,647,551円 | 支払準備金繰入 | 3,000,000円 |
| 自動車損害共済 | 7,999,479円 | 計 | 344,205,437円 |
| 繰入金 | 50,100,000円 | (3) 差引剰余金 (準備積立金繰入) | 598,871,839円 |
| 雑収入 | 214,439,951円 | 準備積立金 | |
| 責任準備金戻入 (未経過分担金) | 28,890,295円 | 前年度繰越高 | 3,355,280,102円 |
| 計 | 943,077,276円 | 本年度繰入高 | 598,871,839円 |
| (2) 支出 | | 計 (本年度末現在高) | 3,954,151,941円 |
| 災害共済金 | 56,106,807円 | ほかに責任準備金 | 27,510,837円 |
| 火災共済 | 54,308,249円 | 支払準備金 | 3,000,000円 |
| 自動車損害共済 | 1,798,558円 | 合計 | 3,984,662,778円 |
| 戻戻金 | 3,026,465円 | 昭和50年度社団法人全国公営住宅共済経営状況 | |
| 火災共済 | 2,793,609円 | 貸借対照表 | |
| 自動車損害共済 | 232,856円 | 借方 (資産の部) | |
| 災害見舞金 | 2,097,761円 | 流動資産 | 562,920,781円 |
| 各種防災施設助成金 | 105,954,066円 | | |
| 全国管財主管課長協議会助成金 | 2,100,000円 | | |

| | |
|-----------|--------------|
| 金 庫 | 1,806,332円 |
| 貯 蓄 | 560,361,159円 |
| 預 金 | 753,290円 |
| 債 権 | 171,778,762円 |
| 地 物 | 49,139,200円 |
| 建 物 | 116,998,800円 |
| 備 品 | 5,640,762円 |
| 計 | 734,699,543円 |
| 貸方(負債の部) | |
| 預 り 敷 | 11,460,000円 |
| 準 備 積 立 | 407,022,359円 |
| 退職給与積立金 | 48,193,200円 |
| 減価償却積立金 | 47,451,000円 |
| 電話公債購入金 | 753,290円 |
| 土地購入金 | 49,139,200円 |
| 公 館 建 設 金 | 116,998,800円 |
| 什器備品購入金 | 5,640,762円 |
| 歳 計 剩 余 金 | 48,040,932円 |
| 合 計 | 734,699,543円 |

鳥取県告示第二百四十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に
基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和

二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|--------------|-----------|-------------|
| 指 定 年 月 日 | 医 療 機 関 名 | 所 在 地 |
| 昭和五十二年三月二十三日 | 常 田 薬 局 | 鳥取市西町二丁目一〇一 |

鳥取県告示第二百四十三号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条
第二項の規定に基づき、豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条
第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|--------------|---------|--------------|
| 検 査 期 日 | 検 査 時 間 | 検 査 場 所 |
| 昭和五十二年四月二十五日 | 十時から | 倉吉市大塚 中部家畜市場 |
| “ 二十六日 | “ | “ |
| “ 二十七日 | “ | 米子市吉岡 西部家畜市場 |
| “ 二十八日 | “ | 境港市竹内町 余子検査場 |
| “ 三十日 | “ | 鳥取市国安 東部家畜市場 |

鳥取県告示第二百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原字不動山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百四十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津、大字神倉字丹戸（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

宝木村水尻土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

川田 良一 気高郡気高町大字奥沢見八〇

山本 須恵男 一〇〇

玉置 義雄 一三三二

梅原 静雄 一一〇一

松本 壽美 八五

中本 幹雄 一〇一七

河口 重光 一〇八一

吉 船 常 美

一〇一七一四

昭和五十一年十二月十一日開催の総会において選任され昭和五十一年十二月十一日就任 任期清算終了まで

鳥取県告示第二百四十七号

昭和五十二年二月二十六日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(川中地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十八号

昭和五十二年二月二十六日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(赤

波地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十九号

気高町から申請のあつた町営土地改良(夏ヶ谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十條第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年五月十六日 鳥取県指令受米土維第三百五十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢九

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区江戸堀一―二―二

三洋株式会社

取締役社長 中田友二

鳥取県告示第二百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年九月二十八日 鳥取県指令受都計第六百四十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下味野地内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六番地

鳥取市

鳥取市長 金田裕夫

鳥取県告示第二百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十二年四月八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 申請人の住所及び氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び延長 |
|---|---|-----------------------------------|
| 鳥取市西品治九四一 員職員住宅七二―一 第一六号 加藤 要治 | 八頭郡那家町大字奥谷字門崎一 七八番二、一七八番三、一七九 番三、一七九番四、一七九番 五、一八一番七、一八一番八、 一八二番六、一八二番六地先農 道及び一八二番六地先水路 | 幅員 四・〇〇（八・〇〇）メートル 延長 四五・〇〇メートル |

鳥取県告示第二百五十三号

昭和五十二年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年四月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の倉吉駅前支店の項中「鳥取県立保育専門学院」を削り、同表の株式会社山陰合同銀行の倉吉支店の項中「鳥取県立倉吉保健所」を「鳥取県立保育専門学院」に改め、同表の株式会社山陰合同銀行の由良支店の項中「鳥取県野菜試験場」を「鳥取県野菜試験場」に改め、同表の株式会社山陰合同銀行の赤碓支店の項中「鳥取県果樹試験場」を削る。

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項の県庁前支店の項中「鳥取県衛生研究所」を「鳥取県衛生研究所」に改める。
鳥取県立鳥取看護専門学校

正 誤

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令(昭和五十二年一月鳥取県代表監査委員訓令第一号)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 十二
段 上
行 終わりから九
誤 改する訓令
正 改正する訓令